

建設産業の再生と発展のための方策2011

— 資料編 —

平成23年6月23日

目 次

はじめに 建設産業政策2007の概要.....	2
第1章 現状分析と直面する課題	
I 建設産業の現状に関する定量的分析.....	4
II-1 地域社会の維持.....	16
II-2 技能労働者の雇用環境と社会保険等の加入状況・重層下請構造.....	25
II-3 技術者の育成と適正配置.....	44
II-4 公共調達市場と受発注者関係.....	50
II-5 海外建設市場への積極的進出.....	66
II-6 過剰供給構造・新たな事業分野への展開等.....	74
第2章 実施すべき対策	
① 地域維持型の契約方式の導入.....	83
② 保険未加入企業の排除・重層下請構造の是正と施工力のある企業の育成.....	85
③ 技術者データベースの整備と業種区分の点検.....	90
④ 入札契約制度改革の推進.....	94
⑤ 海外展開支援策の強化.....	98
⑥ 過剰供給構造の是正と不良不適格業者の排除・新たな事業分野への展開等.....	100

建設産業を取り巻く変化

建設投資の急激な減少

建設投資：ピーク時 84兆円(H4年度)
⇒ 52兆円(H19年度) ▲38%
業者数：ピーク時 60万業者(H11年度末)
⇒ 52万業者(H18年度末) ▲13%

- 依然として過剰供給構造、更なる再編・淘汰は不可避な状況
- 公共投資への依存度の高い地域の建設産業は極めて厳しい状況
- 価格競争の激化による公共工事の品質確保への支障、下請へのしわ寄せに対する懸念

談合廃絶への社会的要請

- 談合、官製談合などに対する国民の厳しい批判、CSR※1に対する要請
- 改正独禁法等による制度環境の変化
- 「旧来のしきたりからの訣別」など業界の法令遵守徹底への取組
- ⇒本格的な競争の時代への突入

品質の確保に対する懸念

- 公共事業における極端な低価格による受注の増加
- 構造計算書偽装問題の発生
- ⇒建設生産物の品質確保に対する懸念

産業としての魅力の低下、就業者の高齢化、将来の担い手不足の懸念

- 賃金等の労働条件等の悪化、若年労働者の新規入職の減少
- 建設業就業者の高齢化(建設業就業者の43%が50歳以上)、人口減少による建設産業の将来の担い手不足の懸念
- 技術・技能の円滑な承継に対する懸念

「構造改革」の推進

○産業構造の転換

- 再編・淘汰は不可避 -

○「意識の改革」-法令遵守の徹底

○「経営の改革」

- 「選択と集中」による技術力・施工力・経営力の強化
- 完工高偏重から利益重視への経営転換
- 業種・規模等に応じた経営戦略の構築
- 最適な企業形態の選択

⇒公正な競争基盤の確立、再編への取組の促進、技術と経営による競争を促進するための入札契約制度改革

⇒競争を通じて技術力・施工力・経営力に優れた企業が成長

○対等で透明な建設生産システムへの改革

- 「脱談合」時代に対応した新しい建設生産システムの構築 -

○価格と品質に優れた公共調達の実現

- 公共工物品質確保促進法等による総合評価方式の導入・拡充

○対等で透明なシステムの再構築

- 事前の設計協力など関係者間の不透明な関係、受発注者間・元請下請間の片務性の存在、形式的・画一的な入札契約制度の採用

- 責任関係・費用負担、マネジメントコスト等の明確化

- 発注者の体制、工事の態様等に応じた多様な調達手段の活用

○「人づくり」の推進

- 将来を担う人材の確保・育成 -

・将来を担う優秀な人材の確保・育成

・技術・技能の承継に向けた各企業・団体、産業全体の取組

今後の建設産業政策の方向性

○公正な競争基盤の確立 - Compliance -

- ・ルール明確化と法令遵守の徹底
- ・法令違反に対するペナルティの強化

- ・建設業法令遵守推進本部の設置
- ・法令遵守ガイドラインの策定
- ・談合廃絶に向けたペナルティの強化

○再編への取組の促進 - Challenge -

- ・企業の経営判断を阻害しない制度設計
- ・再編へのインセンティブの付与

- ・経営事項審査の見直し(企業集団評価制度の創設)
- ・技術者制度の見直しの検討
- ・産活法による企業再編のインセンティブの付与の検討

- ・海外建設市場への展開

- ・海外進出に向けたファイナンス面の強化

- ・活動領域の拡大

- ・川上・川下分野や農業等の分野への進出支援

○技術と経営による競争を促進するための入札契約制度改革

- Competition -

- ・技術と経営による競争の促進
- ・地域の実情に応じた入札契約制度
- ・ダンピングの防止

- ・一般競争方式の拡充・総合評価方式の拡充、入札ボンドの導入・拡大
- ・工事の態様等に応じた発注標準等の設定、地域貢献度等の評価
- ・低価格入札対策の強化
- ・現行会計制度の課題(予定価格制度等)の検討

○対等で透明性の高い建設生産システムの構築 - Collaboration -

- ・多様な調達手段の活用
- ・適切な受発注者間・元請下請間の関係の構築

- ・設計施工一括方式等の活用
- ・CM・PM方式※3、三者協議の活用
- ・建設コンサルタント等の能力の適切な評価
- ・建設生産システム合理化推進協議会の拡充、施工体制事前提出方式の検討

○ものづくり産業を支える「人づくり」 - Career Development -

- ・優秀な技術者・技能者の評価、処遇の改善
- ・技術・技能の向上・承継

- ・基幹技能者の評価(経営事項審査の見直し)
- ・専門高校と地域業界の連携による将来の人材育成強化策の検討

技術力・施工力・経営力に優れた企業が成長できる環境整備

エンドユーザーに対するVFMの実現

魅力ある産業への転換

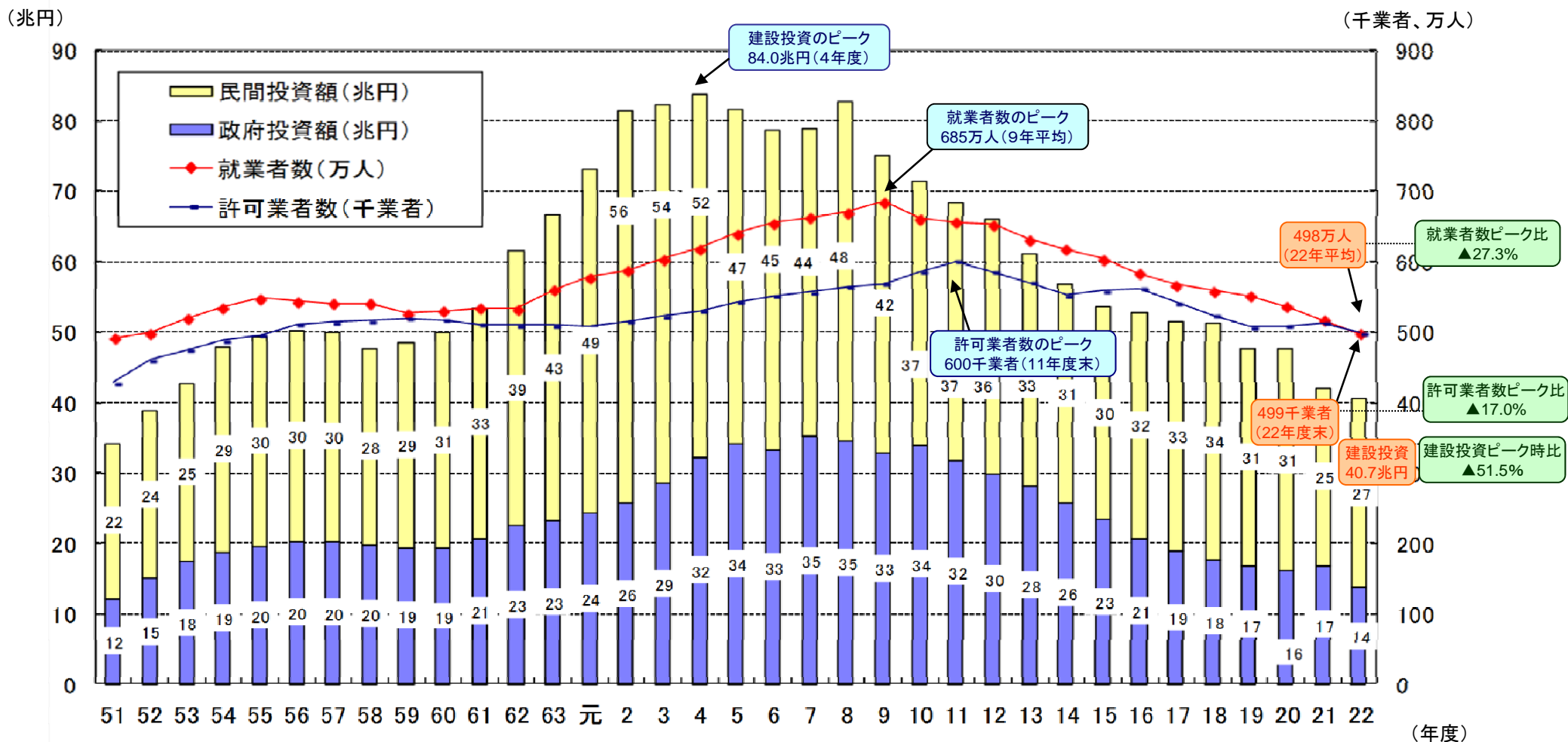
「国民の信頼の回復」「建設産業の活力の回復」の実現、我が国経済社会・地域コミュニティ、国際社会への貢献

※1 CSR(コーポレート・ソシアル・レスポンス/ヒリタ)：企業の社会的責任。
具体的には、法令遵守、企業統治、情報開示など、一般に企業が社会に対して果たすべき「責任」と捉えている。
※2 VFM(バリュー・フォー・マネー)：対価に対して最も価値の高いサービスを供給するという考え方
※3 CM(コンストラクション・マネジメント)・PM(プロジェクト・マネジメント)方式：発注者の代理人又は補助者として、発注者の利益を確保する立場から、①品質管理、②工程管理、③費用管理を行う方式

第1章 現状分析と直面する課題

I-1 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

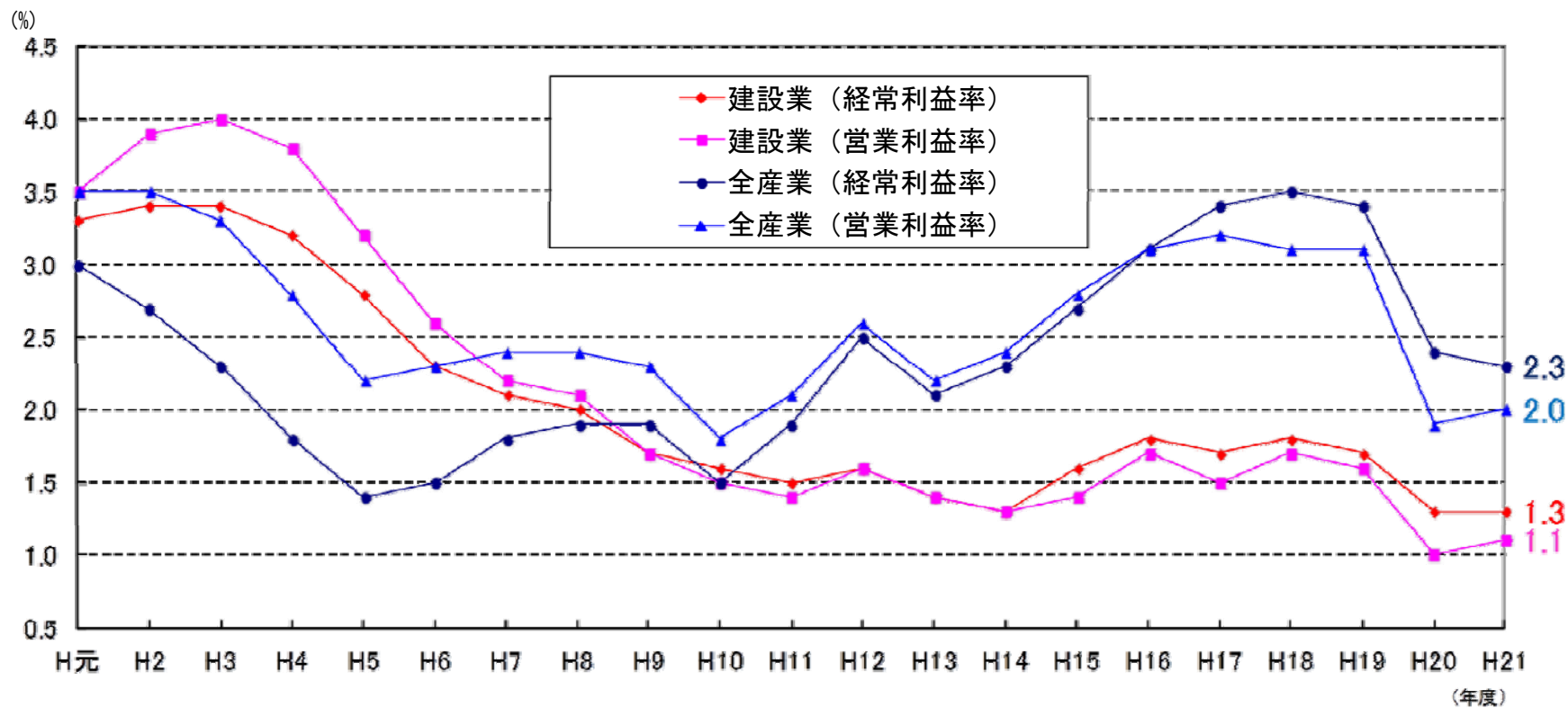
- 建設投資額(平成22年度見通し)は約41兆円で、ピーク時(4年度)から約52%減。
- 建設業者数(22年度末)は約50万業者で、ピーク時(11年度末)から約17%減。
- 建設業就業者数(22年平均)は498万円で、ピーク時(9年平均)から約27%減。 ※23年2月は499万人(前年同月比10万人減)。



出所:国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」
 注1 投資額については平成19年度まで実績、20年度・21年度は見込み、22年度は見通し
 注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値
 注3 就業者数は年平均

I-2 建設企業の利益率の低迷

○ 建設産業全体として、他産業に比し利益率が低迷。

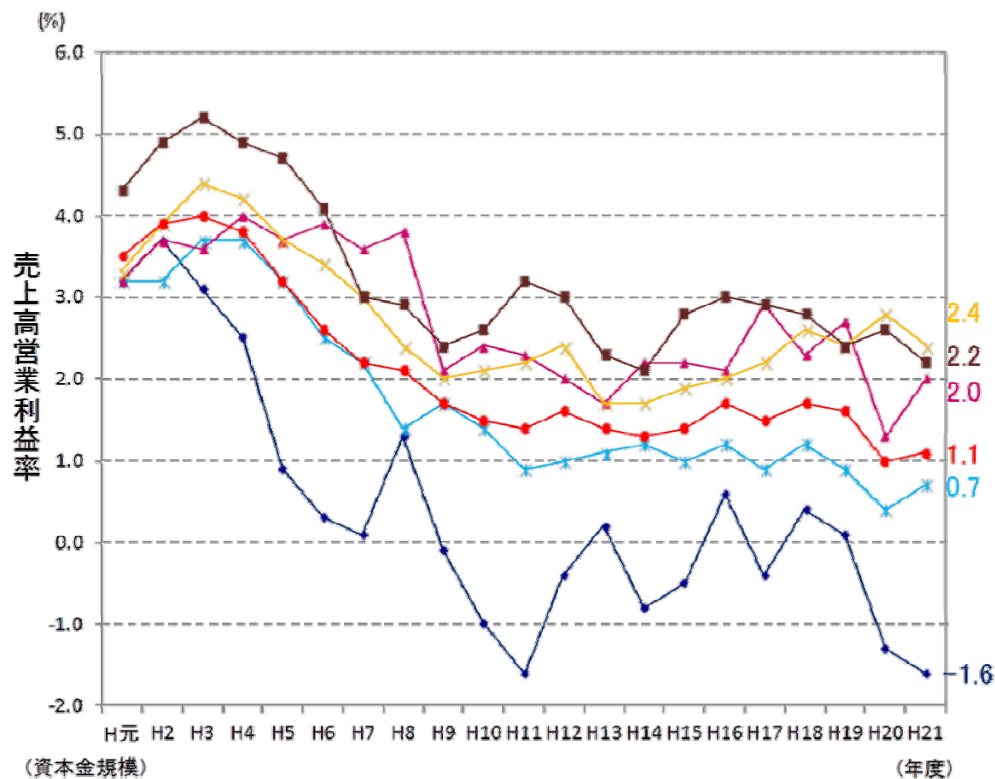


建設業	平成3年度 (利益率のピーク)	平成4年度 (建設投資のピーク)	平成21年度 (対ピーク比)
営業利益率	4.0%	3.8%	1.1% (▲2.9pt)
経常利益率	3.4%	3.2%	1.3% (▲2.1pt)

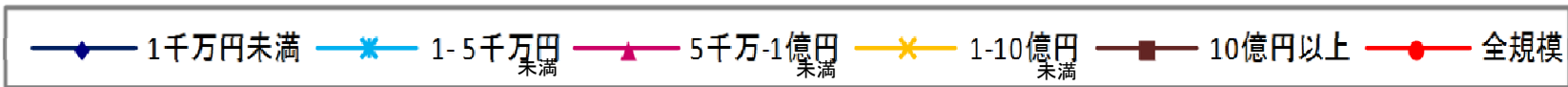
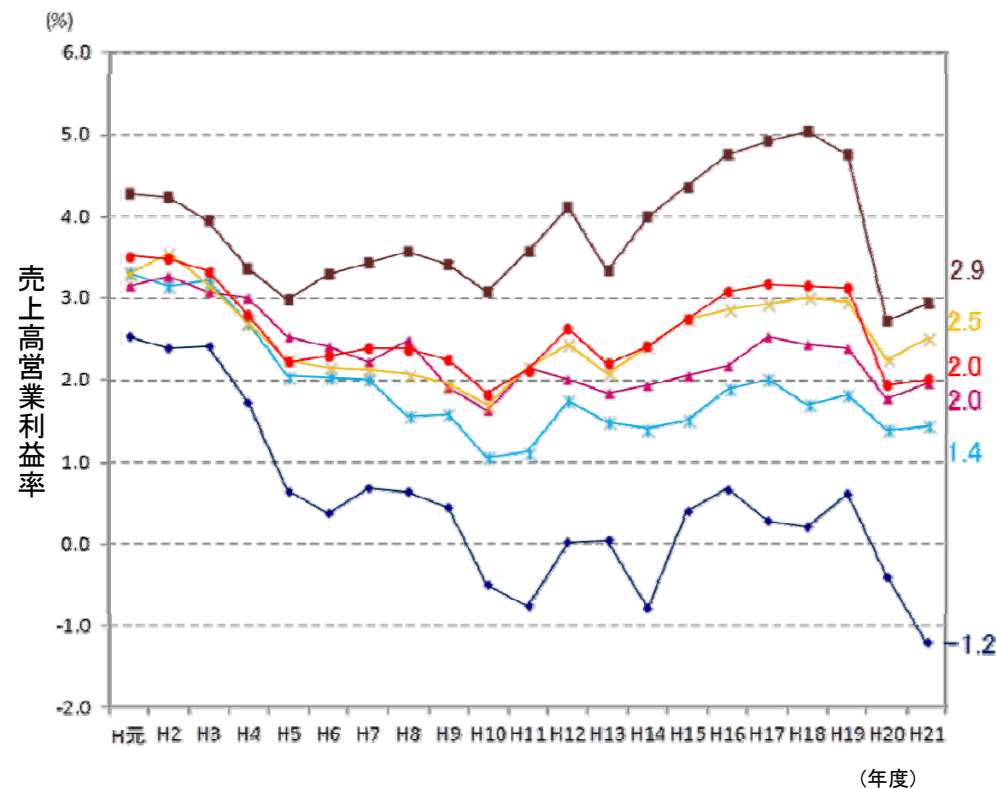
I-3 建設企業の利益率の低迷(資本金規模別)

- 企業規模(資本金)の小さい建設企業ほど利益率が低迷。
- 建設産業の利益率は、大手・中堅も含め、全ての資本金階層において、他産業の水準以下(平成21年度)。

建設産業



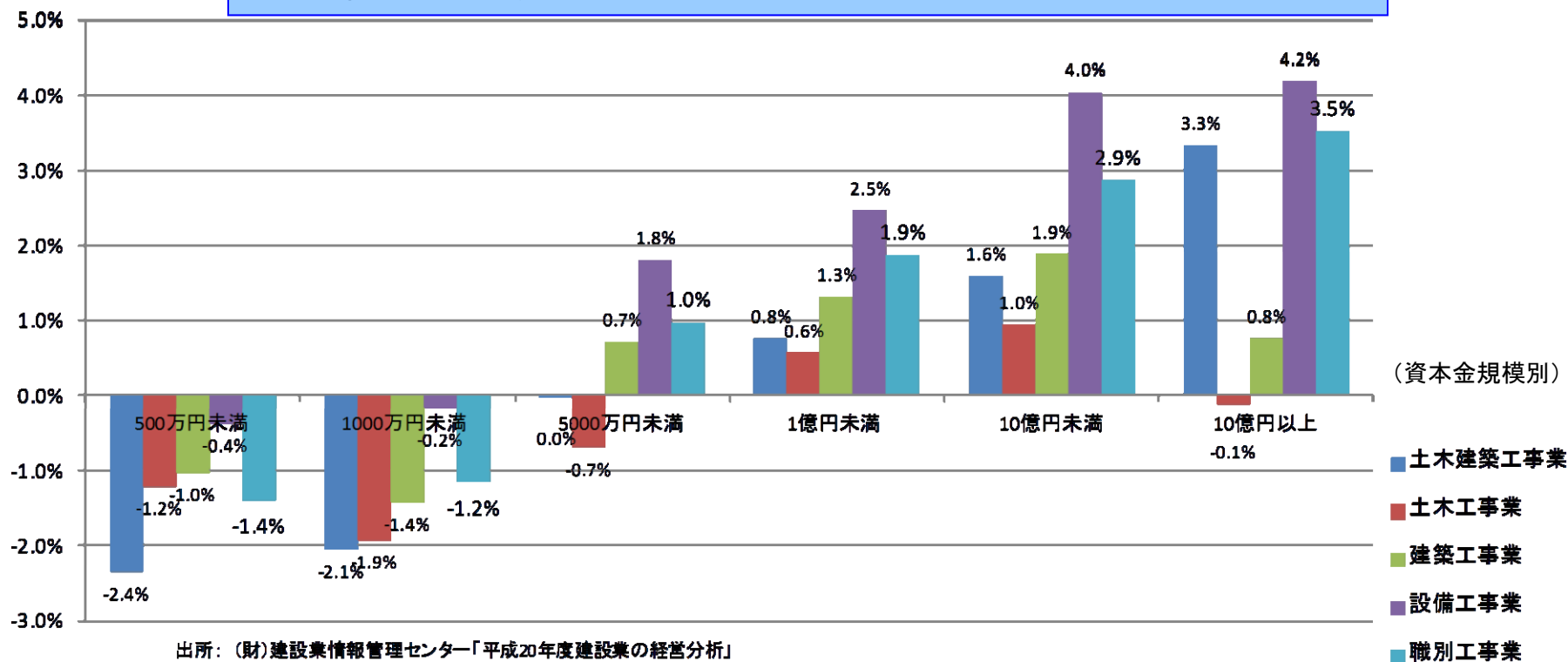
全産業平均



I-4 業種別の動向 ～小規模、ゼネコンほど営業利益率が低迷～

- 規模別にみると、小規模な企業ほど、営業利益率は低迷。
- 職種別にみると、総合工事業（特に土木中心の企業）の営業利益率の低さがより深刻。

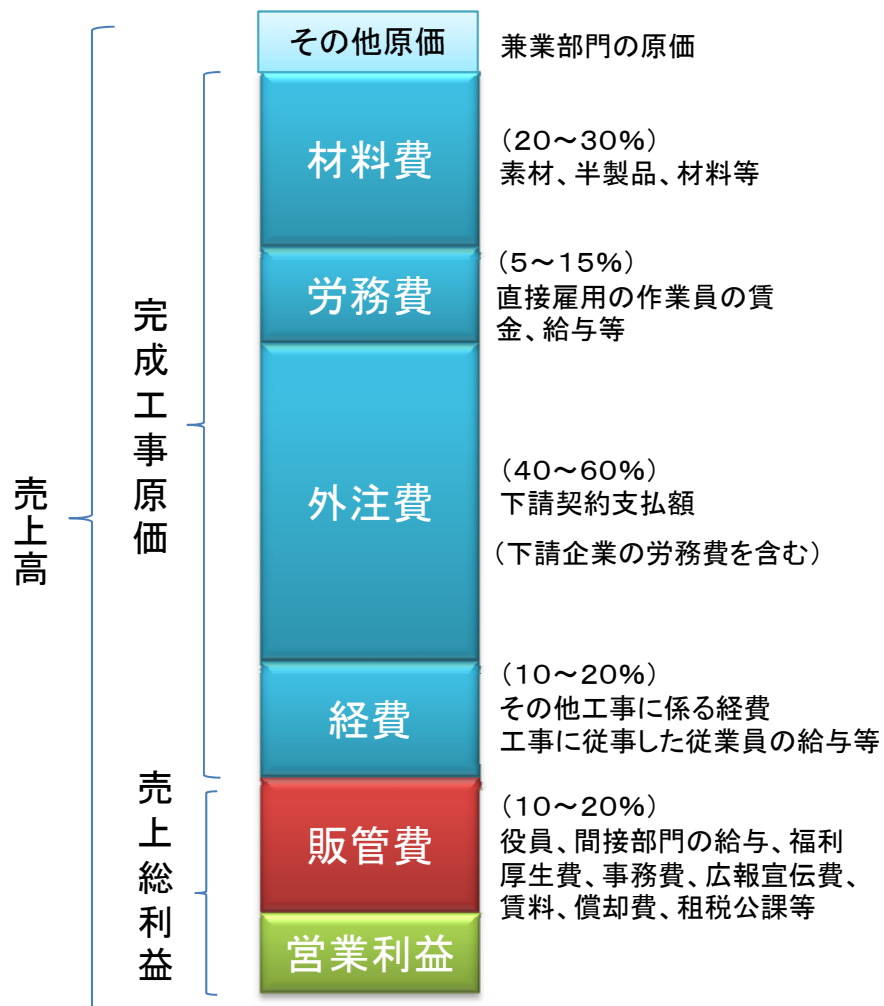
経審を受けた建設業業種別の売上高営業利益率（平成20年度）



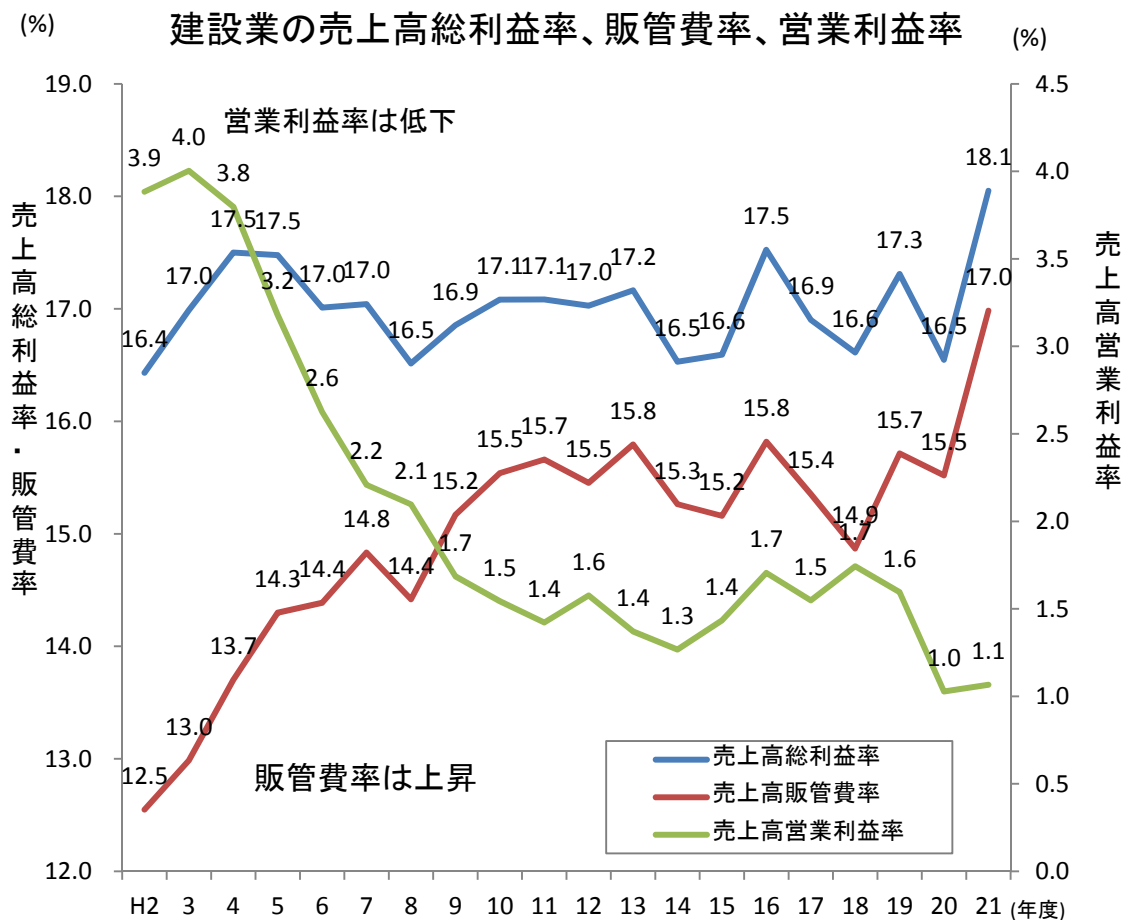
※業種分類は、日本標準産業分類にしたがって、「総合工事業」「設備工事業」「職別工事業」の3種類に大別し、さらに、「総合工事業」については、土木工事が完成工事高の8割以上を占めるものを「土木工事業」、土木工事が2割未満のものを「建築工事業」、これ以外のものを「土木建築工事業」としている。
 ※調査企業は、資本金階層別に、500万円未満が12461社、500万円以上1000万円未満が10366社、1000万円以上5000万円未満が48570社、5000万円以上1億円未満が3217社、1億円以上10億円未満が629社、10億円以上が55社で、合計75298社となっている。

I-5 売上高総利益率、販管費率、営業利益率の関係

- 建設産業全体としては、売上高総利益率は概ね16～18%程度の範囲で推移している。
- 間接経費である販管費の比率は低下せず、売上高営業利益率は下落、低迷。



※()内は売上高に占める各項目の標準的な割合



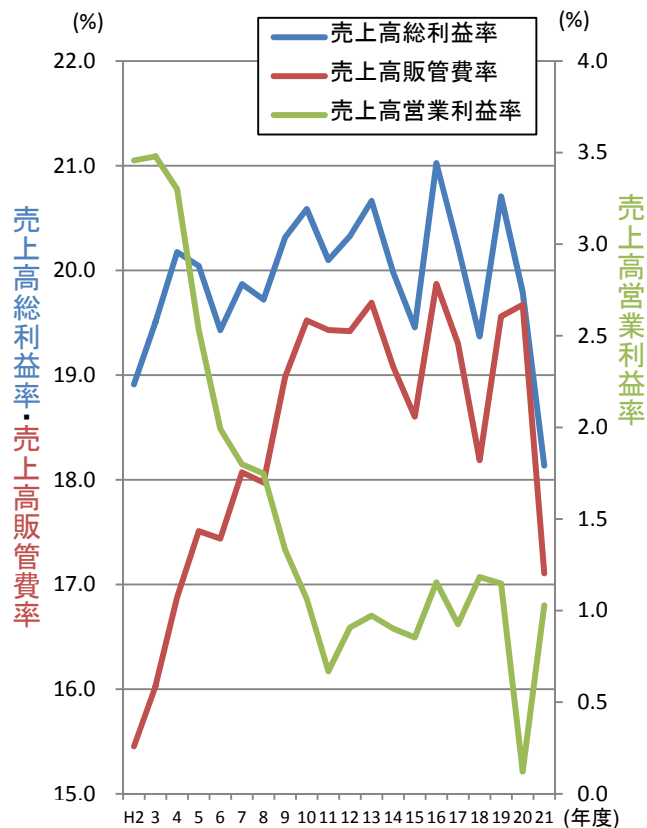
出所: 財務省「法人企業統計」

※資本金10億円以上の企業では、総利益率は13%程度から11%程度に低下、販管費率は8%前後で安定的に推移

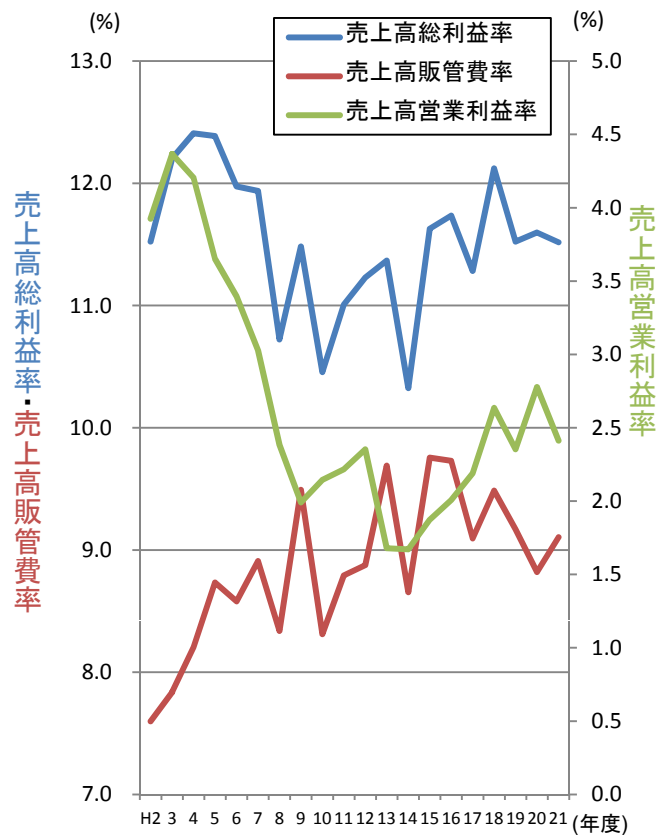
I-6 規模別傾向 ～販管費率の上昇は小規模企業ほど顕著～

- 小企業では、販管費率の増加とこれに伴う営業利益率の下落が見られる。
- 中企業、大企業と規模が大きくなるに従い、この傾向は弱まり、売上高総利益率の減少が営業利益率の減少と連動している。

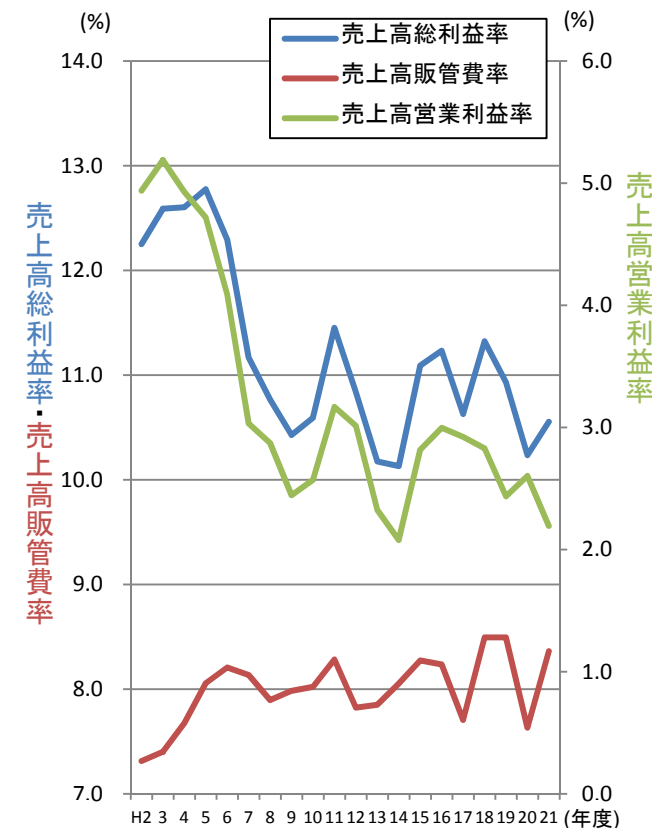
小企業(資本金1億円未満)



中企業(資本金1億～10億円未満)

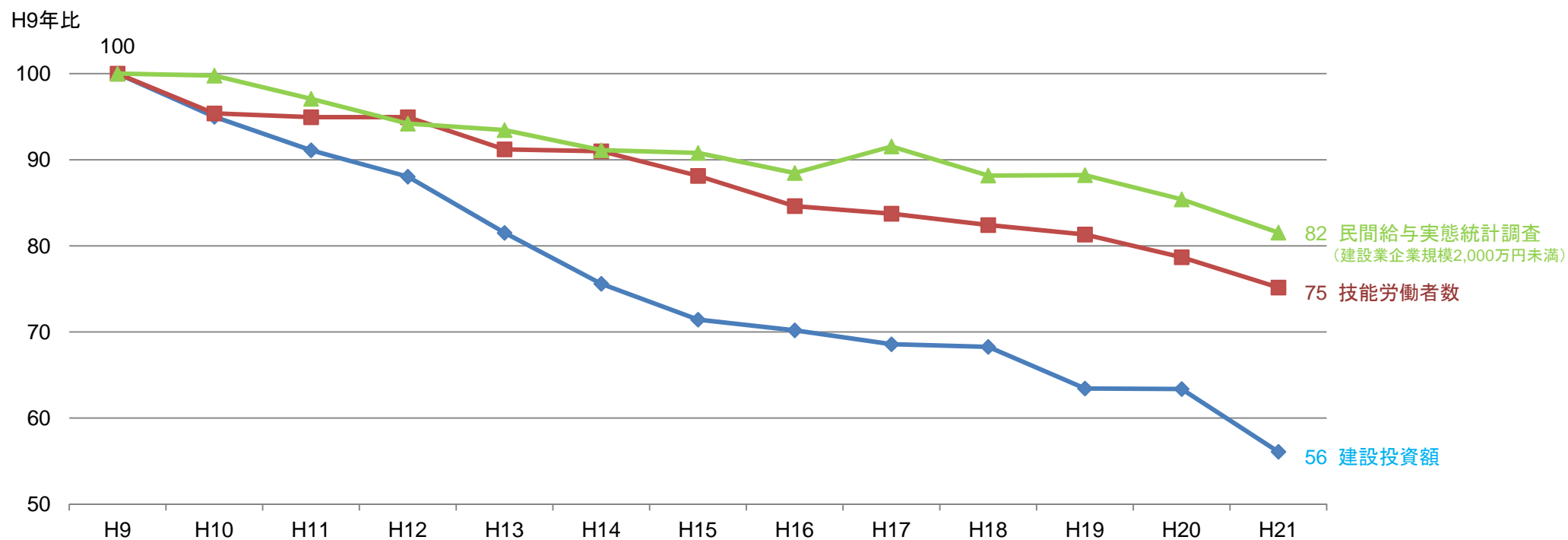


大企業(資本金10億円以上)



I-7 建設業の給与の動き(建設業企業規模2,000万円未満)

	H9	→	H21
○ 建設投資額	75兆円	→	42兆円(△44%)
○ 技能労働者数	455万人	→	342万人(△25%)
○ 民間給与実態統計調査 (建設業企業規模(資本金)2,000万円未満)	4,378千円/年	→	3,570千円/年(△18%)



※ 建設投資額については平成19年度まで実績、20、21年度は見込み(出所:国土交通省「建設投資見通し」)
 技能労働者数は年平均(出所:総務省「労働力調査」)
 年間給与(出所:国税庁「民間給与実態統計調査」)

I-8 建設業における就労形態及び給与支払形態の状況

- 就労形態は、「常雇」は減少傾向、「一人親方」は上昇傾向
- 給与支払形態は、建設投資の減少局面、就業者数の減少局面において、固定費である「月給制」から、変動費に近い「日給月給制」にシフト

就労形態の状況

	常雇	日雇	臨時雇	自営業主 一人親方	その他 不明
平成9年度	80.6%	3.4%	3.7%	10.4%	2.0%
平成14年度	59.4%	5.6%	4.6%	14.9%	15.5%
平成17年度	62.3%	4.6%	5.2%	13.8%	14.1%
平成20年度	63.6%	5.1%	4.0%	16.7%	10.6%

※平成9年度の「臨時雇」は、「有期」として集計

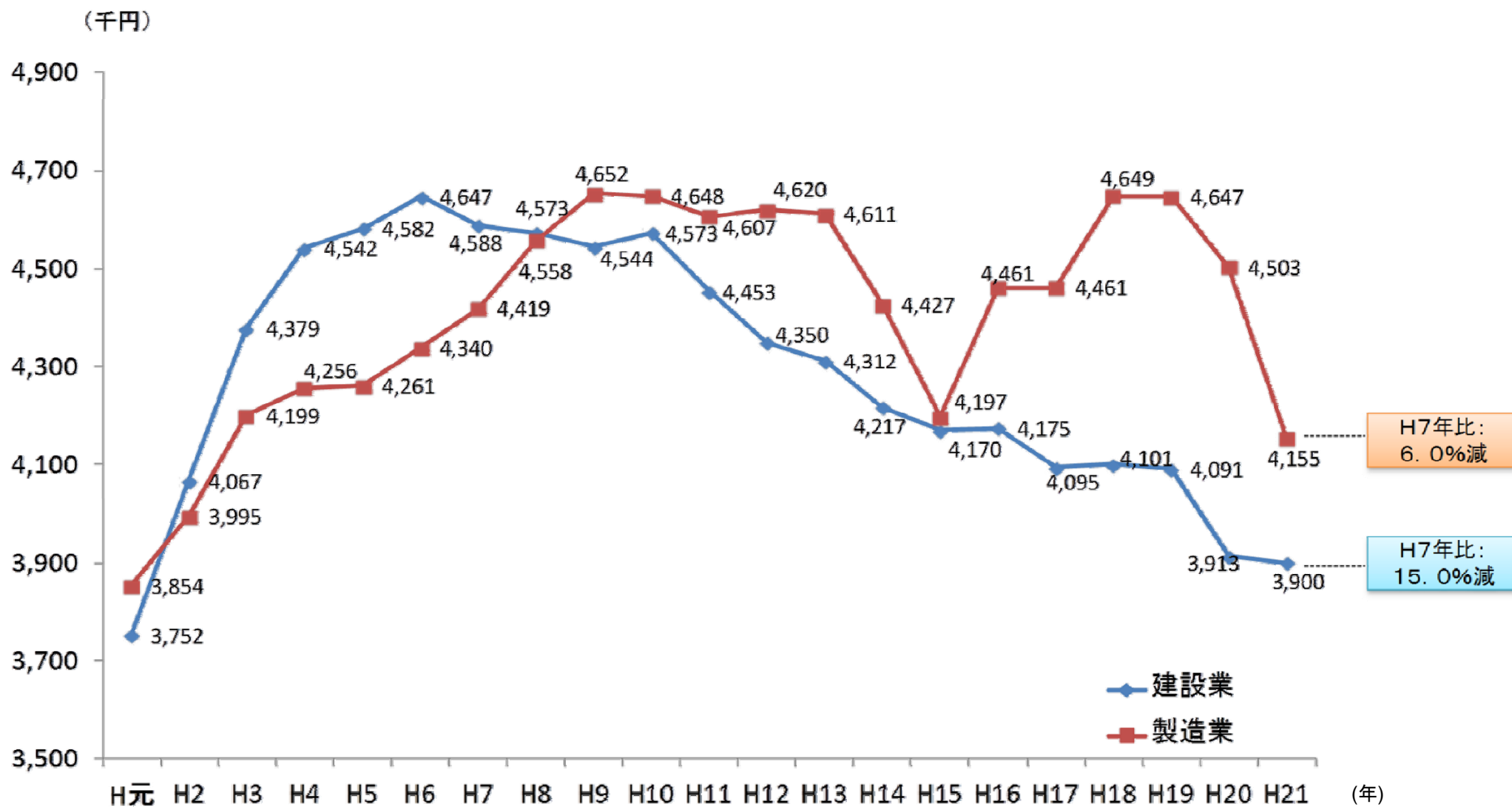
給与支払形態の状況

	月給制	日給月給制	日給制 出来高制
平成9年度	57.6%	30.6%	8.5%
平成14年度	36.6%	58.5%	4.3%
平成17年度	31.3%	58.4%	7.5%
平成20年度	29.3%	58.4%	8.5%

出所：国土交通省「建設技能労働者の就労状況等に関する調査」

I-9 下落傾向が続く建設業の賃金(給与所得)

○ 建設労働者の年間賃金は平成7年以降、継続的に減少しており、製造業を下回る水準。



I-10 建設企業の小規模化(地方圏ほど進展)

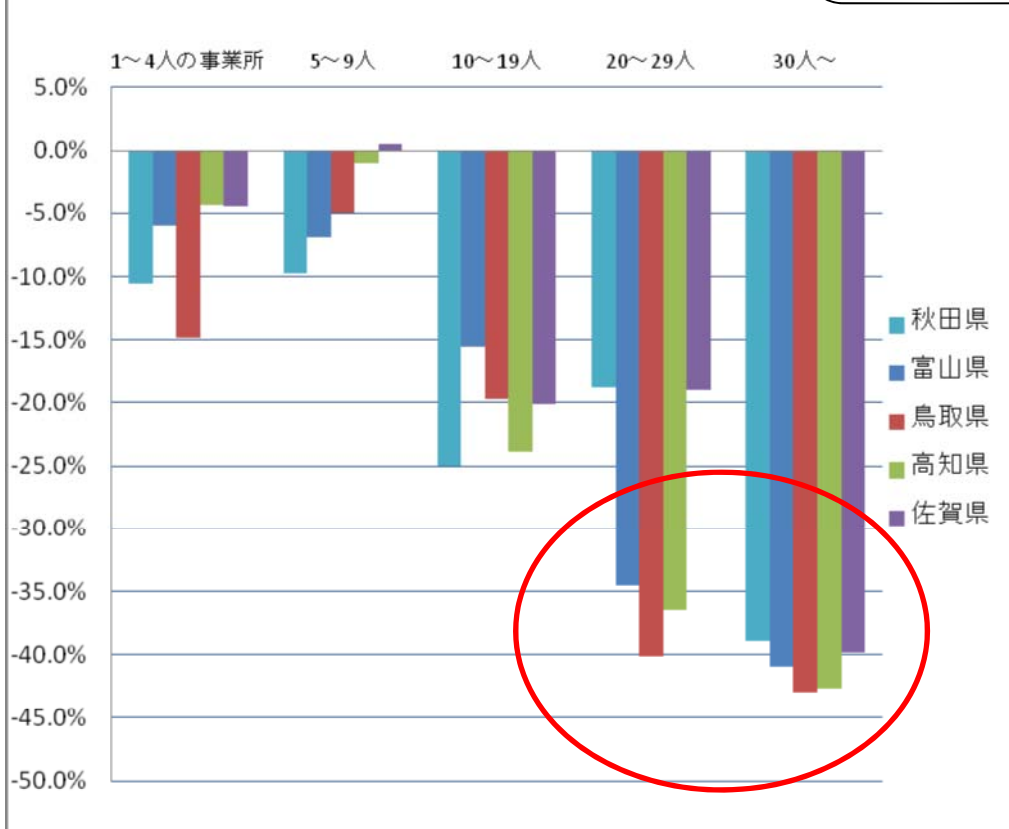
- 中規模(従業者10人)以上の建設企業の数が大幅に減少し、小規模の建設企業の割合が増加。
- 小規模化の傾向は、地方圏で顕著。

許可業者の減少率

秋田▲6.7%	東京 ▲11.1%
富山▲5.1%	大阪 ▲15.4%
鳥取▲3.8%	愛知 ▲4.4%
高知▲5.5%	神奈川▲7.6%
佐賀▲8.9%	埼玉 ▲9.7%

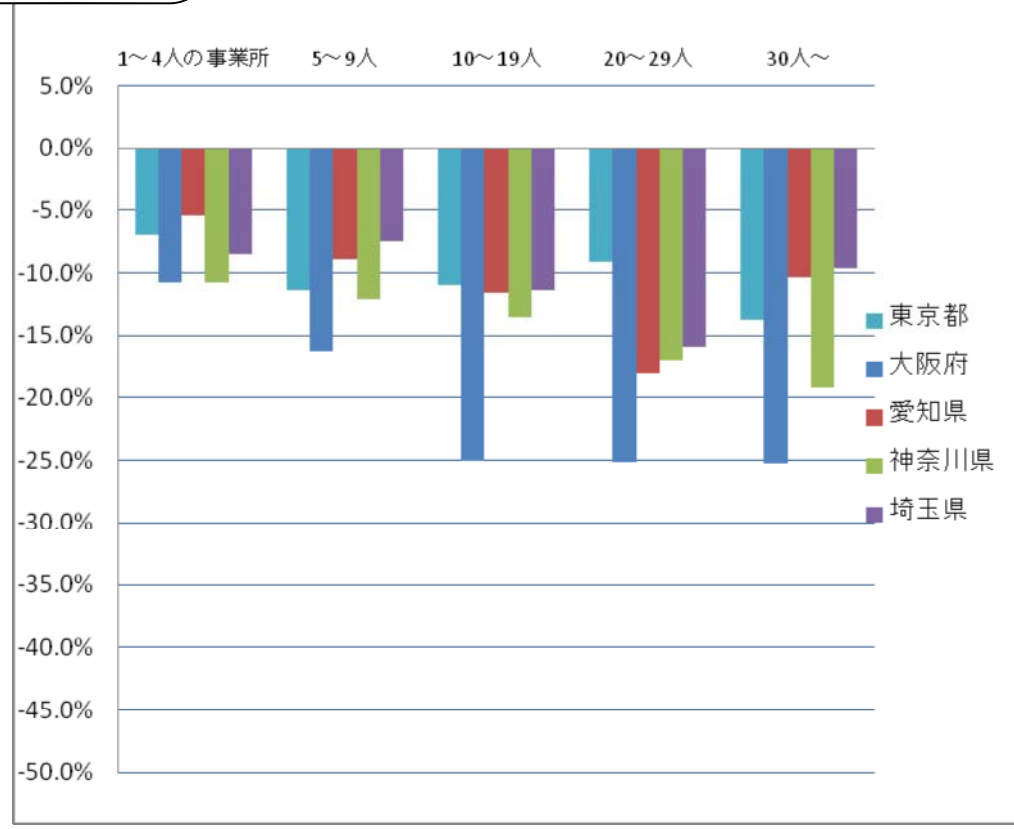
事業所数の減少率(H11→H18地方圏)

【出所:総務省「事業所・企業統計調査」(H11、H18)】



事業所数の減少率(H11→H18大都市圏)

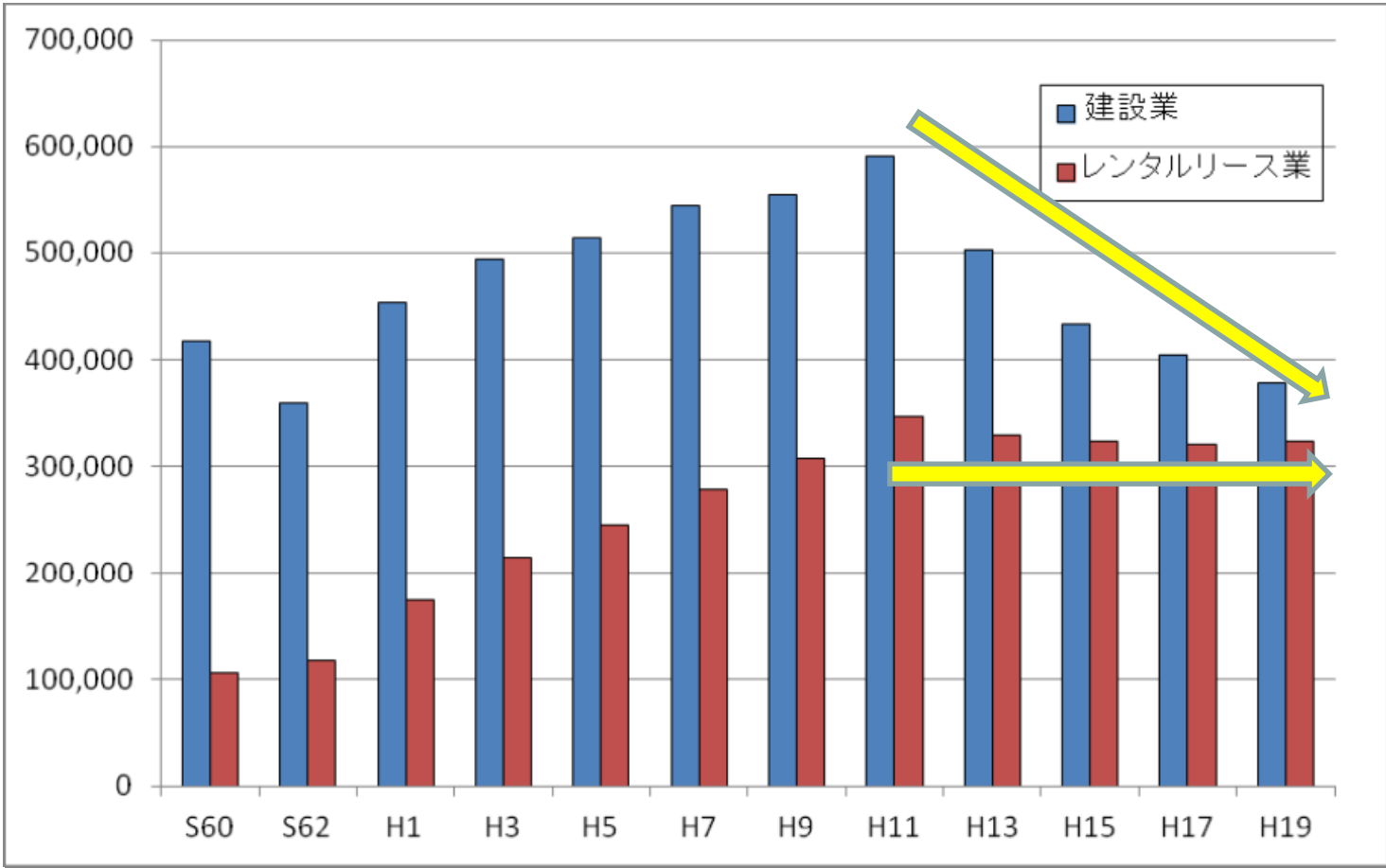
【出所:総務省「事業所・企業統計調査」(H11、H18)】



I-11 建設機械の保有台数の減少(全国)

○ 平成11年以降、リース業者の保有台数は横ばいの方、建設業者の保有台数は減少。

主要建設機械の推定保有台数の推移
(出所:国土交通省・経済産業省「建設機械動向調査報告」)

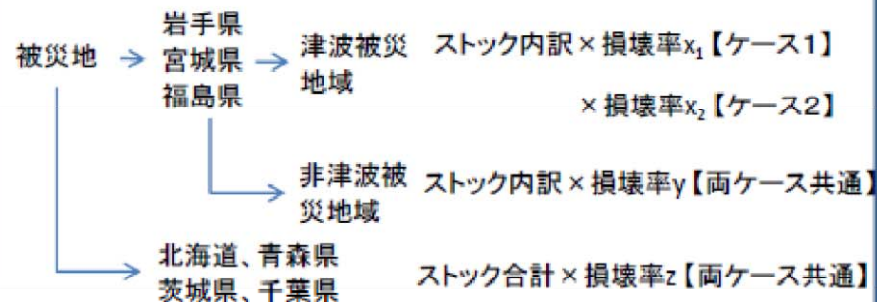


I-12 東日本大震災による毀損ストック(内閣府試算)

○東日本大震災のマクロ経済的影響の分析 (平成23年3月23日 内閣府試算)

ストック (社会資本・住宅・民間企業設備) への影響 (種々の前提を置いた上でのイメージ) 【直接的被害】

前提



- スtock内訳
 - ・ 建築物 (住宅、民間企業設備(除電気・ガス・水道)等)
 - ・ 電気・ガス・水道
 - ・ 社会インフラ (道路、港湾、空港等)
 - ・ その他 (都市公園等)
- 損壊率
 - 損壊率 x_1 阪神淡路大震災の2倍程度の損壊率
 - 損壊率 x_2 損壊率 x_1 を基本とし、建築物については津波の被害を特に大きいと想定
 - 損壊率 y 阪神淡路大震災と同程度の損壊率
 - 損壊率 z 震度に応じた損壊率
(損壊率 x, y はStock種別に異なる)

注: データは「都道府県別経済財政モデル用データベース」(内閣府2009)による

結果

○ケース1

被災地全域の毀損額 約16兆円
(被災地全域のStock総額(推計) 約175兆円)

このうち
岩手県、宮城県、福島県の被災地の毀損額 約14兆円
(3県のStock総額(推計) 約70兆円)

○ケース2

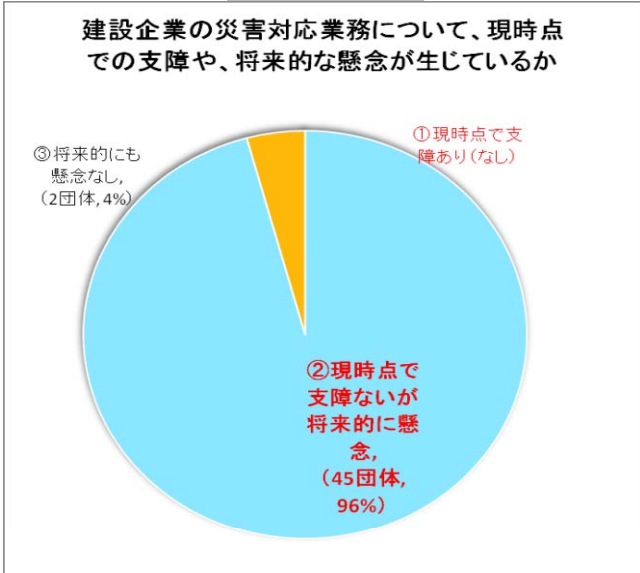
被災地全域の毀損額 約25兆円
(被災地全域のStock総額(推計) 約175兆円)

このうち
岩手県、宮城県、福島県の被災地の毀損額 約23兆円
(3県のStock総額(推計) 約70兆円)

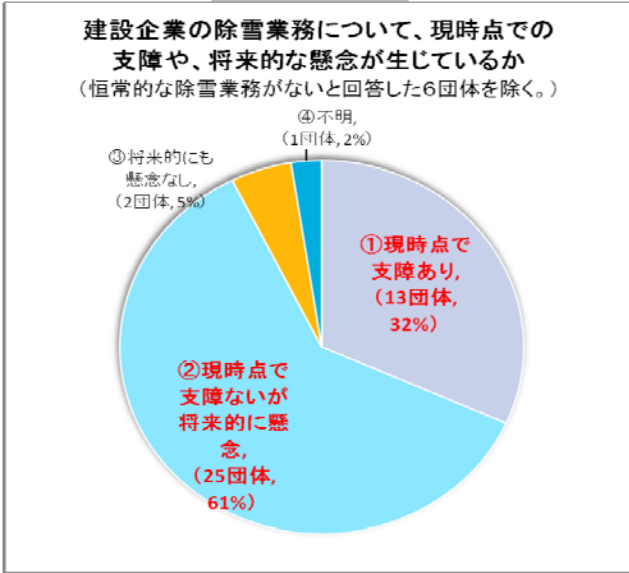
(参考) 阪神淡路大震災における被災地の毀損額
約9.6兆円(国土庁推計)
約9.9兆円(兵庫県推計)
(兵庫県のStock総額(推計) 約64兆円)

○ 建設企業が行う災害対応、除雪、維持管理等の業務について、地元精通した企業の減少などにより、多くの都道府県において業務上の支障や将来的な懸念が生じている。

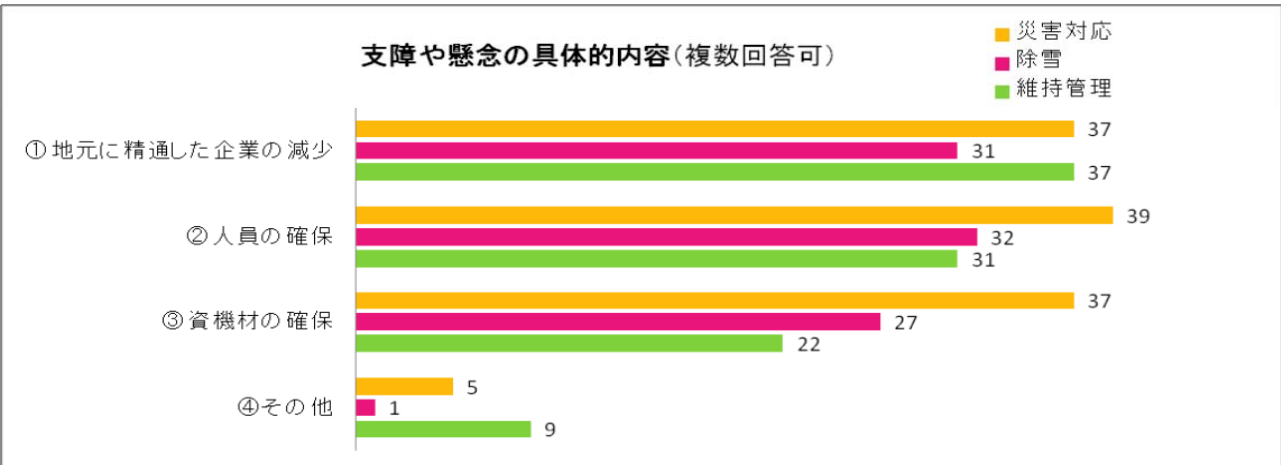
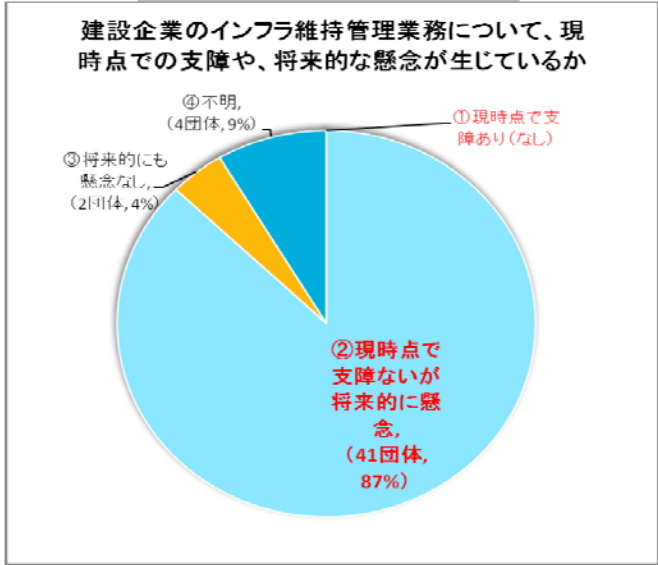
災害対応



除雪



インフラの維持管理



「建設企業の災害対応、除雪、インフラの維持管理等に関するアンケート」

国土交通省調べ(平成23年1月)

Ⅱ-1-2 地域維持事業に係る都道府県及び指定都市の入札契約の現況<道路維持>

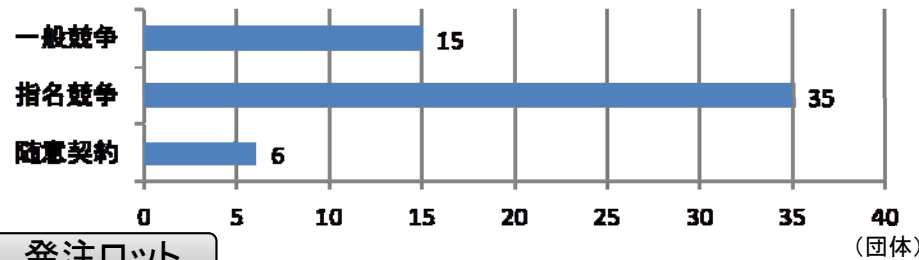
1. 発注区分

工事	38
コンサル	2
役務	16

(団体)

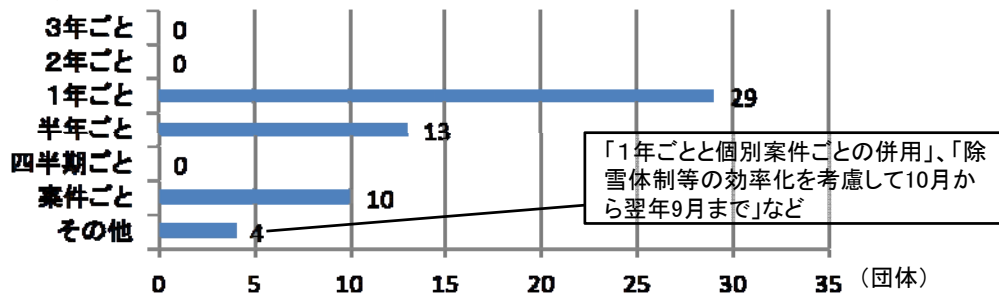
土木工事	36	43%
舗装	26	31%
とび・土工	12	14%
その他(造園・電気等)	9	11%

2. 競争方式



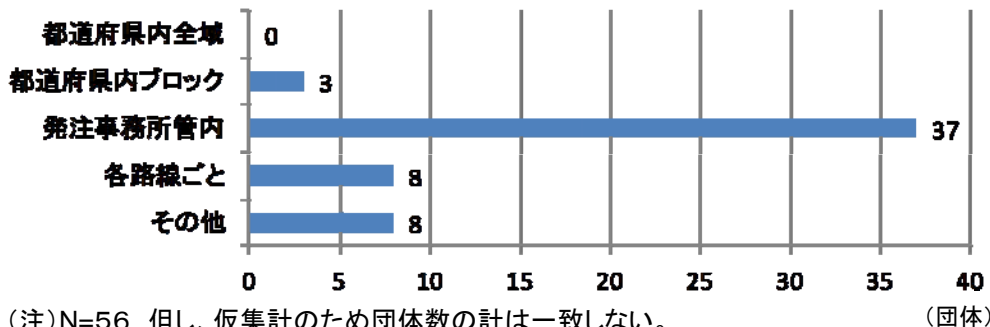
3. 発注ロット

(1) 年数



「1年ごとと個別案件ごとの併用」、「除雪体制等の効率化を考慮して10月から翌年9月まで」など

(2) エリア



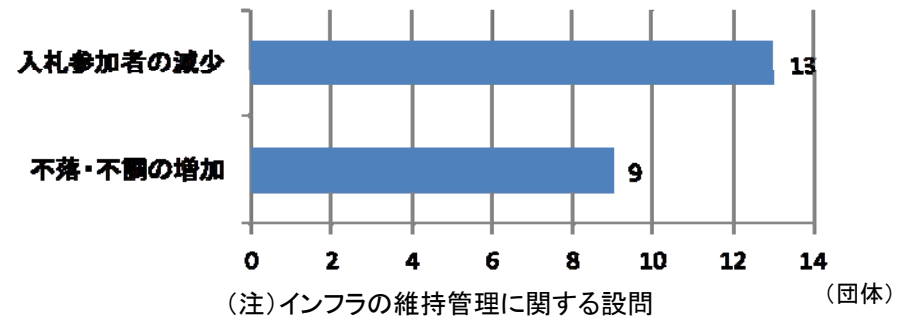
(注)N=56 但し、仮集計のため団体数の計は一致しない。

4. 入札結果

平均参加者数	(団体数)
0者~1者	2
2者~5者	12
6者~10者	28
11者~20者	14
21者~	0

受注者	(団体数)	(割合)
単体企業	19,493	97.0%
JV	46	0.2%
事業協同組合	96	0.5%
その他	471	2.3%

5. 近年の契約手続上の課題を挙げた団体数



(1~4は、国土交通省調べ(平成23年2月)、5は、国土交通省「建設企業の災害対応、除雪、インフラの維持管理等に関するアンケート」(平成23年1月))

Ⅱ-1-3 地域維持事業に係る都道府県及び指定都市の入札契約の現況<除雪>

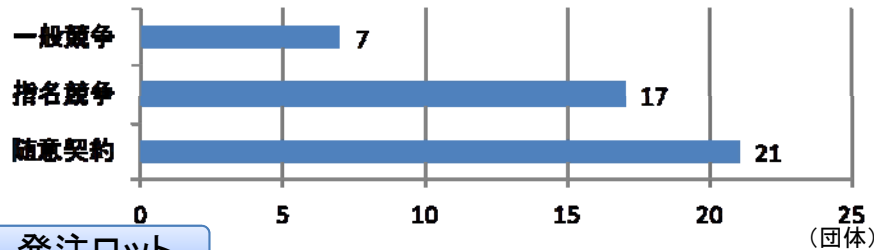
1. 発注区分

工事	22
コンサル	0
役務	23

(団体)

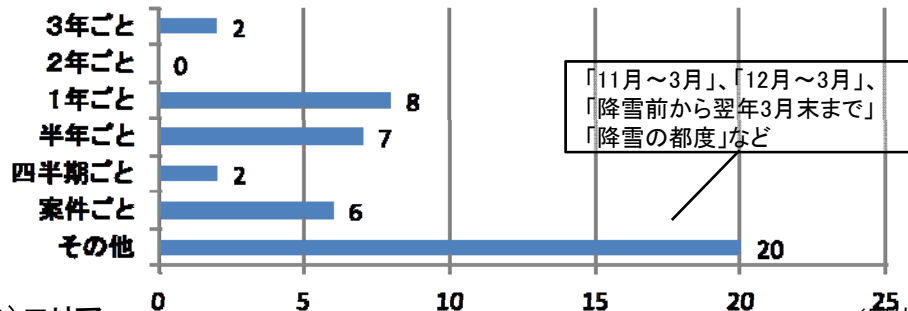
土木工事	19	63%
舗装	6	20%
とび・土工	2	7%
その他(造園等)	3	10%

2. 競争方式

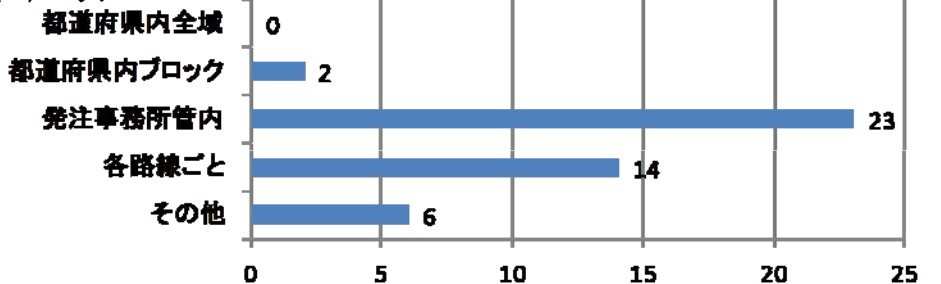


3. 発注ロット

(1) 年数



(2) エリア

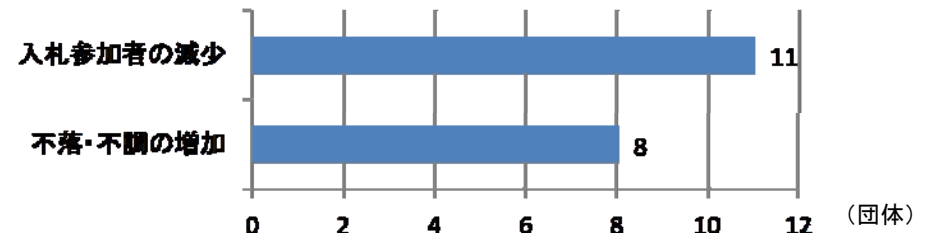


4. 入札結果

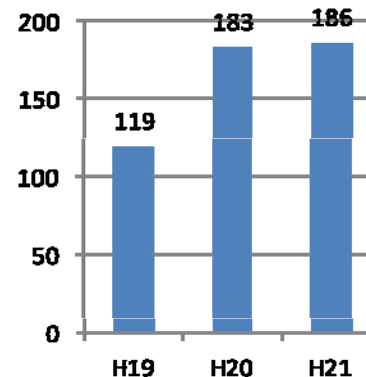
平均参加者数	(団体数)
0者~1者	21
2者~5者	11
6者~10者	8
11者~20者	2
21者~	0

受注者	(団体数)	(割合)
単体企業	5,483	96.7%
JV	134	2.4%
事業協同組合	48	0.8%
その他	7	0.1%

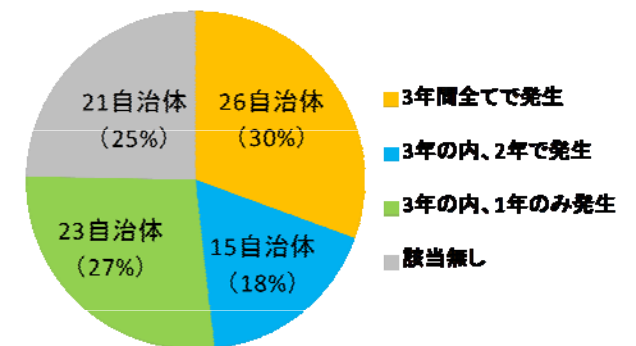
5. 近年の契約手続上の課題を挙げた団体数



不調の件数(北陸4県・市町村)



H19~21の3力年で不調が発生した県・市町村の数(北陸4県・市町村)



(注)N=56 但し、仮集計のため団体数の計は一致しない。

(団体)

(1~4は、国土交通省調べ(平成23年2月)、5は、国土交通省「建設企業の災害対応、除雪、インフラの維持管理等に関するアンケート」(平成23年1月)及び北陸地方整備局調べ(平成23年1月))

Ⅱ-1-4 道路や河川の巡回・巡視業務等の発注に関する民間企業アンケート結果 国土交通省

○民間企業からは、単年度限りの受注では人材配置など計画的経営が困難として、複数年度契約を求める意見が多い。

(競争に参加しなかった理由)

参加表明書を提出しなかった理由(選択肢)	H22年		H20年	
	延べ 企業数	率	延べ 企業数	率
① 参加しても受注の見込みがないと判断した。	136	43%	42	32%
② 必要な技術者を集めるには時間が足りないと判断した。	107	34%	30	23%
③ 適当な技術者を保有していない。	105	33%	21	16%
④ <u>仮に受注できたとしても、次年度に受注できないリスクがあり、人材の計画的な育成・配置が困難。</u>	106	<u>33%</u>	42	32%

↳

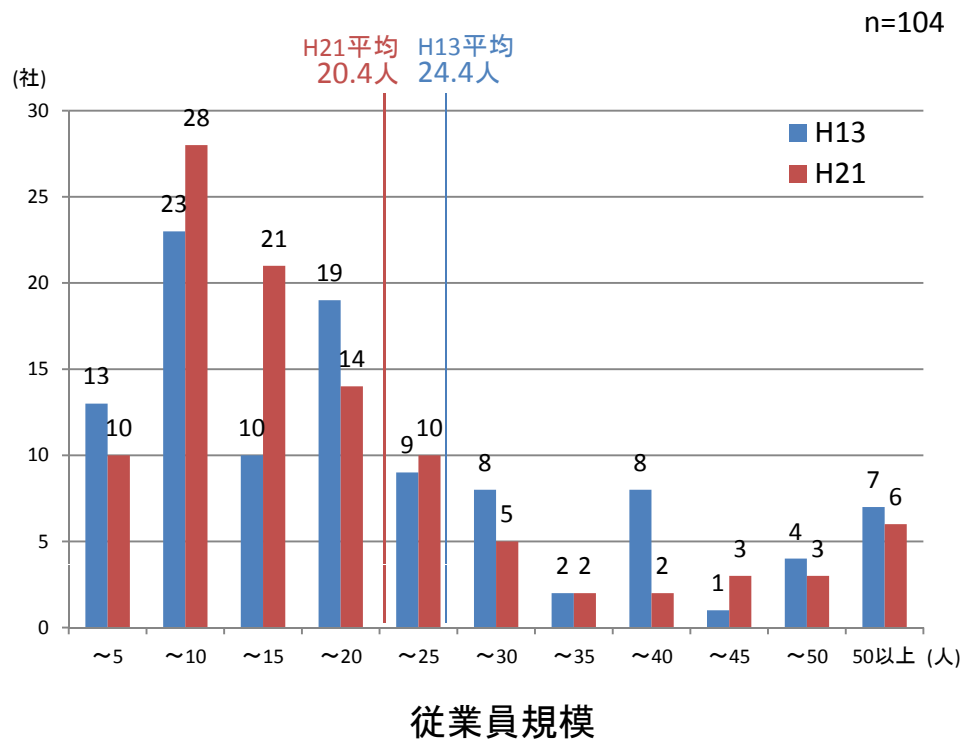
⑯ 発注ロット(一業務当たりの規模)が小さすぎ、コストを抑える効率的な業務執行が困難と思った。	12	4%	0	0%
---	----	----	---	----

出典：国土交通省「発注者支援業務等に関する民間事業者へのアンケート結果」(平成22年10月)

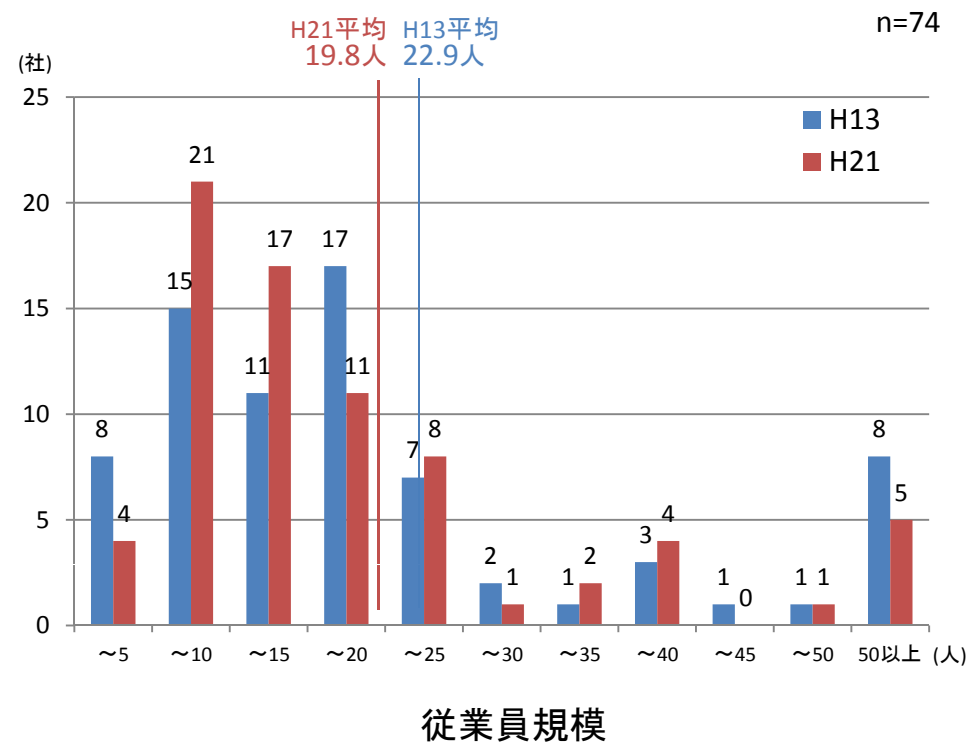
Ⅱ-1-5 地域維持事業の実施に必要な企業規模

○地域維持事業を担う建設企業には、概ね20人程度の従業員が必要である。

地域維持事業を受注した企業の従業員規模 (福島県)



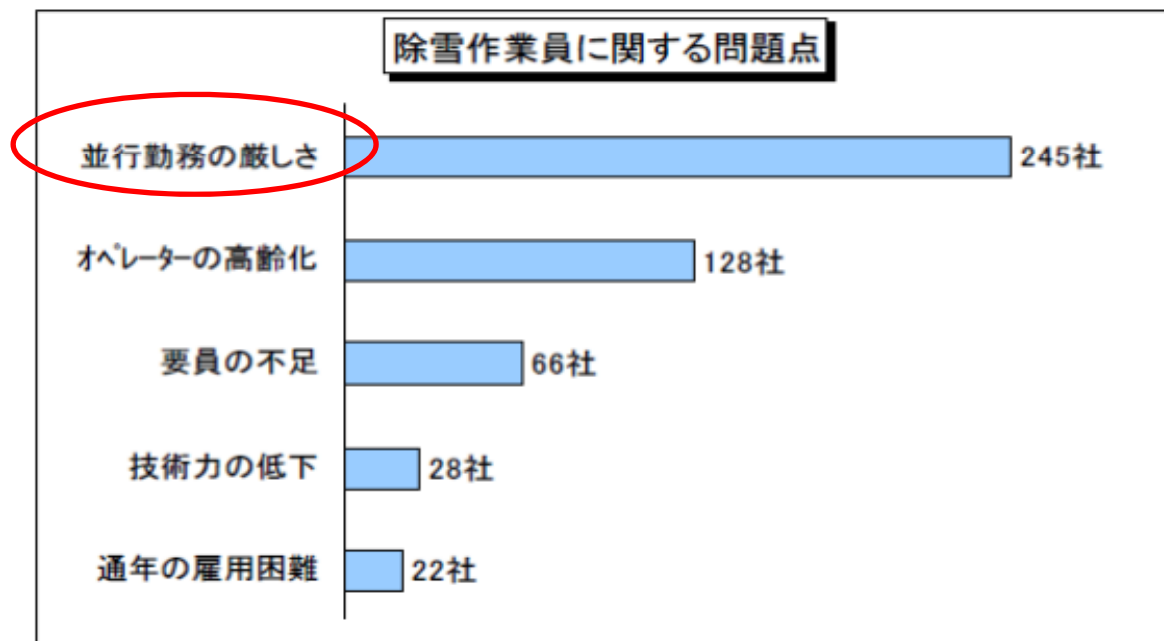
地域維持事業を受注した企業の従業員規模 (富山県)



(注)それぞれの県内で平成21年度に自治体発注の地域維持事業を受注した元請企業について、平成13年度時点、平成21年度時点における従業員数規模別の企業数を集計したもの。
東日本建設業保証会社資料をもとに国土交通省作成

- 富山県建設業協会が行ったアンケート調査では、除雪作業員の問題点として「夜の除雪作業と昼の建設作業の並行勤務が厳しい」ことをあげる企業が多い。
- 従業者が少人数の場合、ローテーションなど体制がとりにくい。

富山県建設業協会調べ(平成23年1月)



Ⅱ-1-7 河川の維持と巡視を一体で発注する業務(試行)(東北地方整備局)

概要

これまでは別個に発注してきた河川維持と河川巡視の地域単位での一括発注及び複数年契約を行うもの

背景

- 施設整備及び老朽化施設の増加に伴う維持管理コストの増
- 予算削減
- 地域建設業衰退の懸念



- 管理の効率化
- 地域に精通し、技術力を有する維持業者の確保

の必要性が高まっている。

対象業務

- ① 堤防除草及び堤防補修等
(従前の維持修繕工事)
- ② 河川管理施設の点検・河川巡視業務
(従前の河川巡視支援業務等)



(注)「業務」の発注であるため、建設業の許可、専任の監理技術者の配置、経営事項審査の受審は不要。また、前払金の対象外。

発注ロット

- 北上川下流、同上流、阿武隈川上流の3つの出張所の管内において、それぞれ上記対象業務を一体とした業務として発注
- 3カ年の複数年契約

競争方式

- 企画競争(役務の提供)
(従前は、一般競争(総合評価))

参加要件

- 堤防除草又は築堤工事の施工実績
- 県内本店かつ生活圏内に本支店・営業所
- 「役務の提供等」の競争参加資格
- JVの場合は、対象業務①を複数の構成員間で分担しないこと、代表者は堤防除草又は築堤の施工実績があること

技術者の配置

- 建設業法上の監理技術者・主任技術者の配置は不要。
- 全体を総括する業務管理責任者(1級土木施工管理技士など)、個別業務の責任者である業務責任者(兼務可。1級・2級土木施工管理技士など)を配置する必要。

導入理由

国土交通省調べ(平成23年2月)

- 除雪やパトロール等の担い手において、実施体制の維持が困難になりつつある(人員不足や高齢化、機械・維持費の増大等)。
- 受注者メリットが小さい業務であるため、受注者側の受注意欲が低い。

メリット

- 受注量の安定的な確保が図られるため、年間のスケジュールを立てた上で、計画的に人員・機械の確保を図ることができ、経営の安定化が可能。
- 受注者の構成企業間の協力体制により、必要な人員・機械の効率的な運用が可能となる(例えば、機械やオペレーターの相互融通が可能、路線単位に縛られず面的に作業可能など)。
業務が集中発生した時も対応可能。
- なお、発注者にとっても、不調不落の減少、受託業者が倒産した場合の影響の最小化のほか、一定エリア内の各種業務が一体的に行われることにより、当該エリアの状況把握が徹底され、不測の事故の防止、的確な維持管理と応急対応、受注者の責任感の醸成等のメリットを期待できる。

課題

- 包括発注により発注ロットが大きくなり、積算上の諸経費率が逡減する可能性。
- 包括発注により発注本数が減少し、受注機会が減少。
- 地域建設企業で構成される事業協同組合と契約する場合、建設業者の大半の組合加入が前提となる。また、組合から組合員への下請額によっては、組合に特定建設業の許可が必要。
- 山間部は業務量の割に業者数が少なく、地域に精通した業務が可能な受託業者を確保できるか。

II-1-9 地域維持事業を包括的に契約している都道府県の事例

自治体名	発注単位					請負業者		競争方式	入札参加者数
	契約エリア	業務の対象	主な業務内容	工期	概ねの契約金額 (単位: 億円)	構成業者数			
秋田県	8地域振興局×2~6分割 (計28ブロック)	道路 117km 河川 103km (28ブロック平均) 海岸 15km (海岸部の11ブロック平均)	道路修繕、河川堆積土砂撤去、 パトロール(道路・河川・海岸・ダム) 道路除草、清掃(道路・河川)	1年 (H23は2年)	0.3	特定JV(甲)	2~5	一般競争入札	1~3
福島県	県内の約6% (1ブロック)	道路 230km 河川 206km 砂防施設91箇所 地すべり施設18箇所 急傾斜施設16箇所	(単価契約) 除雪、補修(道路・河川・砂防・ 地すべり・急傾斜)	1年	2.5	事業協同組合	10	プロポーザル	1
			(総価契約) 防護柵補修、防雪柵設置・撤去、 除草(道路・河川)、道路清掃		0.5				
栃木県	1土木事務所 9土木事務所 の1つ	道路 479km 河川 9河川	除雪、 緊急パトロール (道路・河川・砂防施設)	5ヶ月	1.6	事業協同組合	29	プロポーザル	1
長野県	4事務所 13事務所 ×1~3ブロック (計8ブロック)	道路 概ね50km (17ブロック当たり平均)	道路の小規模補修、道路除草等	9ヶ月 (H23は1年)	単価契約	特定JV(乙)	3~7	プロポーザル [※]	1~3
鳥取県	1土木事務所 3工区 5土木事務所 8工区 × (計3ブロック)	道路 70km (3ブロック平均)	除雪、舗装、道路除草	1年	0.5	単体	1	一般競争入札	2~5
島根県	1事務所 12事務所 の1つ	道路 概ね200km	除雪	4ヶ月	0.2	事業協同組合	38	随意契約	1
	12事務所×1~7分割 (計44ブロック)	県管理道路すべて (3,124.0km)	道路の小規模修繕、道路除草	半年~ 1年	0.1	単体	1	指名競争入札	10程度

※長野県では「施工体制確認型契約方式」としている